

投稿：動向・資料

IASBにおける「積立金の運用収益に依存する年金給付」に関する検討状況と新しいリスク共有制度について

菊池 清隆*

抄 錄

確定給付企業年金の一形態として我が国において2002年4月に導入されたキャッシュバランスプラン(CB)について、再評価率等と予定利率を積立金の運用実績とし、「積立金の運用収益に依存する年金給付」とすることで、財政運営上、積立金の運用実績の変動の影響を抑制した過不足が発生しにくい制度(運用実績連動型CB)とすることができますが、企業会計上は積立金の期待收益率と割引率の差に起因する負債の計上を要求されるという日本基準及び国際会計基準に共通の問題があり、現在、IASBにおいて、当該問題の解消に向けた検討が行われており、2020年の下半期に、IAS19号における基準化が必要であることの証拠の有無に関する評価がなされる見込みとなっている。

IAS19号における基準化が実現し、日本基準についてもそれに準じた見直しが行われるならば、運用実績連動型CBは、「積立金の運用収益に依存する年金給付」つまり、拠出建制度(DC)の給付をベースとした新しいリスク共有制度として有用であると考えられる。調整される加入者等の給付額に下限があること及び退職給付会計上、給付建制度(DB)として扱われることが運用実績連動型CBの特徴であり、リスク分担型企業年金とは異なる点である。

キーワード：退職給付会計、リスク共有制度、IASB、IAS19号「従業員給付」

社会保障研究 2020, vol. 5, no. 3, pp. 398-407.

I はじめに

確定給付企業年金の一形態として我が国において2002年4月に導入されたキャッシュバランスプランの利点として、再評価率等を国債の利回りを基礎として設定し、割引率との連動性を高めることで、退職給付会計における退職給付債務が安定することが挙げられるが、近年の金利低下や会計基準の変更等により、退職給付債務はプラス方向

に変動しやすい状況となっており、当該利点は失われつつある。

他方、キャッシュバランスプランについて、再評価率等と予定利率を積立金の運用実績とし、「積立金の運用収益に依存する年金給付」とすることで、財政運営上、積立金の運用実績の変動の影響を抑制した過不足が発生しにくい仕組みにすることができるが、企業会計上は積立金の期待收益率と割引率の差に起因する負債の計上を要求されるという日本基準及び国際会計基準に共通の問

* 原子力規制委員会原子力規制庁・監視情報課企画官（前企業年金連合会数理部次長）

題があり、現在、国際会計基準審議会（The International Accounting Standards Board）（以下「IASB」という。）において、当該問題の解消に向けた検討が行われている。

本稿では、IASBにおける検討の状況を紹介するとともに、問題が解消した場合に新たなリスク共有制度として有用となることが期待される「運用実績連動型キャッシュバランスプラン」について解説することとする。

II キャッシュバランスプランの概要

企業年金制度は給付内容があらかじめ約束される給付建制度（以下「DB」という。）と掛金拠出額が固定される拠出建制度（以下「DC」という。）に分類されるが、DBの一形態として、我が国において2002年4月にDBとDCの特徴を併せ持つキャッシュバランスプラン（以下「CB」という。）が導入された。

CBは、加入者等ごとの加入期間における「給与等の一定割合（以下「拠出クレジット」という。）の累計額」と「拠出クレジットに対する経済指標¹⁾に連動した利息額（以下「利息クレジット」という。）の累計額」の合計額（以下「仮想個人勘定残高」という。）に基づき給付額が決定される。ただし、利息クレジットの累計額はゼロを下回ってはならない。

利息クレジットは国債の利回り等の経済指標（以下「再評価率」という。）により付利されるものであることから、DCと同様に、加入期間における経済変動はCBの給付額に反映されることになる。財政運営は、通常のDBと同様に、積立金の期待収益率を勘案した予定利率等の基礎率を設定し、仮想個人勘定残高見込額に基づく給付見込額を賄うのに必要な掛金を設定することで実施する。通常のDBの場合、基本的に給付額は経済変動と連動しないことから、経済変動の影響は積立

金の運用実績の変動として直接的に現れるが、CBの場合、給付額と運用実績の双方が同じ方向で経済変動と連動することから、経済変動の影響は緩和されることになるものの、企業は、基礎率と実績との乖離等に伴う積立不足の償却というDB固有のリスクを負うことになる。

年金で給付を受ける場合、仮想個人勘定残高を年金現価率で除すことで年金額を算定するが、受給期間において年金額を改定することができるところとされており、通常、年金額の改定が行われる。年金額の改定は、一般的に一定期間ごとに給付利率を経済指標（以下「指標利率」という。）に置き換えて計算し直した年金現価率で仮想個人勘定残高を除して得た年金額に改定する方法により行われる。この場合、最低年金額²⁾を定めることとされており、改定後の年金額は最低年金額を下回ってはならない。以下、年金額の改定については、当該方法によるものとする。

再評価率及び指標利率としては、国債の利回りや積立金の運用実績等が認められており、上下限を設定することが可能とされている。

III DBの財政運営の概要

財政運営の目的は、年金財政の健全性確保、受給権の保全及び掛金の平準化等である。

財政運営では、支払時の給付見込額を予定利率で割り引いた給付現価から、収入時の標準掛金収入見込額を予定利率で割り引いた標準掛金収入現価を控除することで数理債務を算定する。標準掛金とは、将来期間に係る給付現価と收支相当する平準的な掛金のことである。よって、数理債務は、過去期間に係る給付現価、つまり、積立金の必要額であり、数理債務と実際の積立金額を比較することで過不足を把握する。積立不足が発生した場合、企業は、3年以上20年以下の範囲内の一定期間にわたり特別掛金を拠出しなければならな

¹⁾ 経済指標でなく定率とすることもできるが、「キャッシュバランス」の趣旨に鑑み、本稿では経済指標に限定することとする。

²⁾ 最低年金額についても、仮想個人勘定残高を年金現価率で除すことで設定するが、年金現価率の計算に使用する給付利率は、ゼロを下回らないものとして制度が任意に定めることができる。

い。

IV DBの退職給付会計（日本基準）の概要

退職給付会計の目的は、企業の財務状況の適正な開示、投資者保護、企業間の比較可能性の確保及び費用の適正な期間配分等である。

連結財務諸表の退職給付会計では、支払時の給付見込額のうち当期末までに発生した分を割引率で割り引いた現価である退職給付債務を算定し、この額から財政運営上の積立金額を控除して得た額が正の場合は退職給付に係る負債として企業会計の貸借対照表（以下「BS」という。）の負債に当該控除して得た額を計上し、負の場合は退職給付に係る資産としてBSの資産に当該控除して得た額の絶対値を計上する。また、支払時の給付見込額のうち当期に発生した分を割引率で割り引いた現価である勤務費用を算定し、この額に前期末退職給付債務に係る利息である利息費用の加算、積立金に係る期待運用収益の控除及び基礎率と実績との乖離に伴い発生する数理計算上の差異等に係る当期費用処理分の加算を行って得た額を退職給付費用として、企業会計の損益計算書（以下「PL」という。）の費用に計上する。数理計算上の差異等については、BS上は即時認識され、PL上は一定のルールに基づく遅延認識が認められている。

割引率は、期末における国債、政府機関債または優良社債の利回りを基礎として設定することとされており、また、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならないとされていることから、一般的には期末のイールドカーブや期末のイールドカーブを使用した場合と同一の退職給付債務となる单一の率が使用される。

なお、DC及びリスク分担型企業年金については、企業の追加拠出がないことからBSの負債への計上を要さず、PLの費用に当期の掛金拠出額を計上する。

V CBの退職給付会計（日本基準）の現状

我が国において2000年4月に退職給付会計が導

入され、2000年4月以後に開始する事業年度から、退職給付引当金が企業会計の負債として計上されることになった。企業は、退職給付引当金を企業会計の負債に計上することによる純資産の減少と退職給付引当金が変動することによる純資産の変動をリスクととらえ、当該リスクの回避は、DBから2001年10月に導入された企業会計における負債計上を要さないDCへの移行の流れの一因であると考えられる。そのような状況の中、2002年4月に負債が安定的であるとされるCBが導入された。

再評価率及び指標利率を国債の利回りとする場合、国債等の利回りを基礎とする割引率との連動性が高まり、国債の利回りが上昇すれば、給付額は上昇するが割引率も高くなり、国債の利回りが低下すれば、給付額は低下するが割引率も低くなることが想定されることから、理論上、退職給付債務は安定的なものとなる。

よって、再評価率及び指標利率について、国債の利回りを基礎として設定している制度が多くなっているが、再評価率等に下限を設定していることが多く、近年は、金利低下のため、再評価率等が下限に張り付いて低下しなくなるにもかかわらず割引率は低下していくことから、退職給付債務はプラス方向に変動しやすい状況となっている。

また、割引率についても、2009年4月以後に開始する事業年度の年度末から、数年間の平均利回りとして設定することができなくなり、期末の一時点の国債等の利回りを基礎とすることとされたため、金利低下の影響を受けやすくなったりと及び2014年4月以後に開始する事業年度から退職給付支払ごとの支払見込期間を反映することとされたため、当期末までに発生している給付分が相対的に大きい高齢層の相対的に短い支払見込期間が大きく評価されるようになったことから、順イールドの下で、割引率はより低いものになったと考えられる。

VI 特定のCBにおける退職給付会計に関する日本基準及び国際会計基準に共通の問題点

CBが確定年金である場合、再評価率及び指標利率を予定利率とすると、標準掛金と拠出クレジットは等しくなる³⁾。また、CBには、「利息クレジットの累計額はゼロを下回ってはならない」という保証があるが、これを考慮しなければ、加入者ごとの当期末数理債務と当期末に資格喪失とした場合の仮想個人勘定残高（以下「当期末仮想個人勘定残高」という。）は等しくなる⁴⁾。我が国においては、2014年4月から、再評価率及び指標利率を積立金の運用実績とすることになったが、ここでは更に再評価率及び指標利率ならびに予定利率を運用実績とすると、加入者ごとの当期末までの標準掛金額の累計額と運用収益額の累計額の合計額（以下「加入者ごとの当期末積立金額」という。）は、再評価率が運用実績であることから当期末仮想個人勘定残高と等しくなり、加入者ごとの当期末数理債務とも等しくなる。よって、給付が一時金の場合⁵⁾、財政運営上、過不足が発生しないことになる。

他方、この場合の日本基準による退職給付債務は、当期末仮想個人勘定残高を支払見込時まで積立金の運用收益率で付利したものに基づく給付額を割引率で割り引くことになるが、割引率はVの記述のとおり水準の低いものとなり、一般的に積立金の運用收益率より低いことから、当期末仮想個人勘定残高（=加入者ごとの当期末積立金額）より大きなものとして評価され、その差額が企業会計上の負債として認識されることになる。

このように、財政運営上、積立金の運用実績の変動の影響を抑制した過不足が発生しにくい仕組みであるにもかかわらず、企業会計上、積立金の期待收益率と割引率の差に起因する負債の計上を要求されるという問題は、国際会計基準においても共通のものであり、現在、IASBにおいて、問題の解消に向けた検討が行われている。

VII IASBにおける検討状況

1 IASBの問題意識

IASBは、IFRS財団に属する独立した会計基準設定機関であり、IFRS（国際財務報告基準）の設定を行っている。

IFRSにおける企業年金に関する会計基準はIAS19号「従業員給付」であり、現在、IAS19号の改訂の検討項目として「積立金の運用収益に依存する年金給付」が設定されている。「積立金の運用収益に依存する年金給付」が検討項目となるに至ったIASBにおける問題意識は、「特定の資産プールのリターンに全体的または部分的に依存する年金給付にIAS 19号を適用すると、将来キャッシュフローは積立金の期待收益率を踏まえて推計され、割引率は、通常、高品質の社債の金利に基づいたものとなる。多くの場合、期待收益率は利益を現在価値に割り引くために使用される割引率よりも高くなり、これらの給付を支払う企業の負債の測定値に矛盾が生じることになる。その結果、この方法で計算された現在価値は負債を誇張する可能性があり、投資家にとって不必要的情報を生み出す可能性がある」⁶⁾というものであり、VIに記述した問題点と同様である。

³⁾ 確定年金であることから、将来の給付の原資は仮想個人勘定残高となる。「再評価率＝予定利率」かつ「指標利率＝予定利率」であることから「拠出クレジット＝標準掛金」となる。

⁴⁾ 将来の給付の原資は仮想個人勘定残高であることから、資格喪失時の給付現価は仮想個人勘定残高となる。よって、資格喪失時の給付現価は「当期末仮想個人勘定残高を資格喪失時まで積立金の期待收益率で付利したもの」と「当期末から資格喪失時までの拠出クレジットの累計額と利息クレジットの累計額の合計額」で構成され、それぞれ当期末まで予定利率（=積立金の期待收益率）で割り引くと、前者は当期末仮想個人勘定残高となり、後者は標準掛金収入現価となる。

⁵⁾ 給付が年金の場合、「改定後の年金額は最低年金額を下回ってはならない」という保証を考慮しない場合であっても、年金額の改定が必ず資格喪失時のものである仮想個人勘定残高に基づくこと及び積立金の運用実績と年金額の改定の時期にずれがあることから、過不足が発生することになるが、制度全体でみて中長期的に相殺が期待される。

2 検討の経緯

IAS19号の改訂の検討項目「積立金の運用収益に依存する年金給付」について、IASBは、2016年11月に公表した「IASB作業計画2017-2021年」において、新たに設けた「リサーチ・パイプライン」の一項目として位置付け、IAS19号についてのそのほかの作業は行わないこととした。リサーチ・パイプラインについては、作業中の「リサーチ・プロジェクト⁷⁾よりも優先順位の低いプロジェクトとしているが、将来的にはリサーチ・プロジェクトへ移行させ、次のサイクルの作業計画に関する利害関係者との協議を行う2021年までにプロジェクトを実施することとした。その後、2018年9月に当該検討項目をリサーチ・プロジェクトへ移行させるとともに、検討を開始し、現在に至っている。

3 検討内容

検討のアプローチとしては、現行の作業計画を公表した2016年当時、公正価値モデル等の6つの方法が紹介されたが、その中から、「上限付き」最終費用調整モデル（“capped” ultimate costs adjustment model）がIASBのスタッフにより有望であるとされ、審議会は、「この調査は「上限付き」最終費用調整モデルのみに焦点を当てるべきである」というスタッフの意見に同意しており、このモデルのみが検討されている。

「上限付き」最終費用調整モデルでは、積立金の運用収益に依存して変化する将来キャッシュフローは、運用収益がIAS 19号で規定する割引率を超えないよう制限されたものとして調整される。例えば、積立金の期待收益率が5%，IAS 19号で規定する割引率が3%である場合に上限を適用すると、制度は3%の運用収益に基づく将来キャッシュフローを予測し、3%で割り引くことになる。

つまり、給付が完全に運用収益に依存するのであれば、割引率を調整するのではなく、将来キャッシュフローを調整することで、将来キャッシュフローを割引率で割り引いた現価は積立金額と同額となり、企業会計上、積立金の期待收益率と割引率の差に起因する負債の計上を要求されるという問題は解消されることになる。

また、「上限付き」最終費用調整モデルの利点として、(a) IAS 19号の大きな変更を必要としないこと、(b) 現行のIAS19号の「純利息アプローチ⁸⁾」と整合的であること、(c) 最適な割引率を決定する必要がないこと等が挙げられている。

Ⅷ IASBにおける今後の検討の予定

IASBのスタッフは、2015年に、このプロジェクトをリサーチ・パイプラインに含めることを審議会に提案した際に、モデルを、(a) 給付金の将来キャッシュフローの基になる積立金の期待收益率と割引率の差に起因する企業会計上の問題を排除または軽減することができる、(b) IAS 19号を変更するに当たっての開発、協議及び基準化等に係るコストに見合うだけの十分な効果がある、(c) 利害関係者、審議会及びスタッフに多大な作業を要求しない、(d) 意図しない結果を引き起こさない、という4つの条件を満たすように開発できるかどうかについて調査することを提案した。

IASBのスタッフにより、2020年第1四半期中に、(a) の証拠となりえる現行のIAS19号の要件と「上限付き」最終費用調整モデルによる会計結果を比較するための実例の開発、(b) の証拠となりえる「積立金の運用収益に依存する年金給付」の世界的な規模を示す統計の作成、(d) の観点による最低保証年金についての保証とオプションのコストに関する検討等が行われ、2020年第2四半期の審

⁶⁾ About Pension Benefits that Depend on Asset Returns, <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/pension-benefits-that-depend-on-asset-returns/#about>（2020年3月19日最終確認）。

⁷⁾ リサーチ・プロジェクトの目的は、基準設定が必要かどうかを決定するための証拠を収集すること及び解決すべき問題点の明確化の助けとなることとされている。

⁸⁾ 2011年のIAS19号の改訂により、退職給付費用に係る期待運用収益の算定において、期待收益率の使用が廃止され、割引率が使用されることになったことから、「利息費用－期待運用収益」は「退職給付債務の純額×割引率」となった。なお、日本基準においては期待收益率の使用が認められている。

議会においてそれらを踏まえた議論が行われる。

審議会は、2020年の下半期に、「上限付き」最終費用調整モデルについて、上記(a)から(d)を満たす証拠の有無に関する評価を行う予定であり⁹⁾、その後、基準化の是非を決定する。証拠がある場合は基準化に向かい、証拠がない場合は「IASB作業計画2017-2021年」のサイクルにおけるIAS19号に関する作業は何も行われないことになる。

IX リスク分担型企業年金と運用実績連動型CBとの比較

現在、我が国では、CBにおいて再評価率及び指標利率を積立金の運用実績とする制度は少なく、再評価率及び指標利率について、割引率との連動の程度がより高いと考えられる国債の利回りを基礎として設定している制度が多くなっているが、Vの記述のとおり、連動の程度は低くなっている。

このような状況の中で、IASBがIAS19号において「上限付き」最終費用調整モデルを基準化し、かつ、日本の会計基準設定機関である企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan）（以下「ASBJ」という。）においても日本基準についてそれに準じた見直しを行うのであれば、再評価率及び指標利率ならびに予定期率を積立金の運用実績としたCB（以下「運用実績連動型CB」という。）は、企業と加入者等がリスクを分担するリスク共有制度の一つとして重要性を増すものと考えられる。ここでは、もう一つのリスク共有制度であるリスク分担型企業年金と運用実績連動型CBを比較することとする。

我が国において2017年1月に導入されたリスク分担型企業年金は、DBの給付を基礎とし、毎事業年度末の決算において不足が発生した場合は自動

的に給付が当該不足額に応じて減額となり、剩余が財政悪化リスク相当額¹⁰⁾を超える場合は自動的に給付が当該超える額に応じて増額となる。不足でも財政悪化リスク相当額を超えるほどの剩余でもない場合は本来の約束された安定的なDBの給付となる。企業は、DBの本来の掛金に加えて、財政悪化リスク相当額の範囲内で一般的に当該額の1/2以上の額¹¹⁾をリスク対応掛金として分担し、以降の掛金の追加拠出はないものとされている。よって、退職給付会計上DCとして扱われる。以降の年金財政の変動については、給付の増減額として加入者等が分担することになる。つまり、企業は財政悪化リスク相当額内の確定した一定額をリスク対応掛金として拠出し、年金財政は過不足のない状態からリスク対応掛金収入現価分のバッファーを得ることになるため、不足になる可能性は減少するが、バッファーを超えて年金財政が悪化した場合には給付の減額となり、その減額に限度のないことが加入者等にとっての最大のリスクだと考えられる。給付が大きく減額となるリスクを抑制するためには、適切な財政悪化リスク相当額の算出とその範囲内となるリスク対応掛金の適切な水準による拠出が不可欠である。リスク分担型企業年金を実施できるのは、企業年金基金に限られている。

他方、運用実績連動型CBは、再評価率及び指標利率が積立金の運用実績であることから、安定的とは言えないDCの給付が基礎となる。ただし、「利息クレジットの累計額はゼロを下回ってはならない」及び「最低年金額が定められ、改定後の年金額は最低年金額を下回ってはならない」という2つの保証があり、給付額の下限は自ずと定まる。逆に2つの保証は、年金財政上、マイナスの要因として評価されることになり、不足が発生した場合には企業が特別掛金で償却することになる。

⁹⁾ International Accounting Standards Board work plan, <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/> (2020年3月19日最終確認)。

¹⁰⁾ 財政悪化リスク相当額は、20年に1度発生することが見込まれる損失に相当するものとして、財政再計算時に、厚生労働省告示に規定する標準算定方法または厚生労働大臣の承認を要する制度独自の特別算定方法により算出される。

¹¹⁾ 1/2未満の場合、加入者等の同意を得る等のDBの給付減額に係る手続きが必要となる。

企業の追加拠出の可能性があることから、退職給付会計上DBとして扱われる。企業会計上も同様の不足が数理計算上の差異等として認識されることとなり、連結財務諸表の場合、当該不足がBSの負債に即時認識され、PLの費用に遅延認識される。BSの負債に計上する額を抑制し、DCにより近づけるためには、確定年金にすること、最低年金額を適切な水準のものとして設定すること及び適切な保証とオプションのコストの評価に基づく再評価率及び指標利率の適切な上限を設定することが考えられる。運用実績連動型CBは、企業年金基金に限らず、規約型DBを実施する事業主においても実施可能である。

表1はリスク分担型企業年金と運用実績連動型CBとの比較をまとめたものである。

X おわりに

現行のIAS19号は、DCでないものをすべてDB

と定義しており、本稿の検討対象である「積立金の運用収益に依存する年金給付」はDBの給付とされ、当該給付をIAS19号に従って会計処理する場合にVII. 1に記述した問題が発生するなど、DBとDCの特徴を併せ持つハイブリッド制度について、うまく対処できない面がある。2008年に、欧洲財務報告アドバイザリーグループ(European Financial Reporting Advisory Group)(以下「EFRAG」という。)は、退職給付債務に係る問題を総括的に扱い、考察した討議資料「The Financial Reporting of Pensions」を公表したが、IASBからはこのような考察の結果は公表されておらず、今般のIASBにおける「積立金の運用収益に依存する年金給付」についての検討は、IAS19号全体に与える影響の小さい、技術的なものとなっている。

IASBによるIAS19号における「上限付き」最終費用調整モデルの基準化が実現し、かつ、それに準じたASBJによる日本基準の見直しが行われる

表1 リスク分担型企業年金と運用実績連動型CB^(注)との比較

	リスク分担型企業年金	運用実績連動型CB
1. ベースとなる給付	DBの給付(安定的)	DCの給付(安定的でない)
2. 企業が分担するリスク(掛金変動リスク)	企業は、リスク分担として、リスク対応掛金(財政悪化リスク相当額の範囲内で一般的に当該額の1/2以上の額)を拠出し、追加拠出は原則としてない	・企業は、「利息クレジットの累計額がゼロを下回ってはならない」及び「改定後の年金額が最低年金額を下回ってはならない」という2つの保証のためのコスト(上限なし)等を追加拠出する可能性がある ・終身年金の場合、長寿リスク(予測困難)
3. 加入者等が分担するリスク(給付変動リスク)	不足が発生した場合における当該不足額に応じた給付減額(年金額に下限なし)	積立金の運用実績に依存する安定的でない給付(年金額に下限あり)
4. 2及び3のリスク(下線部分)の抑制方法	適切な財政悪化リスク相当額の算出とそれに基づく適切なリスク対応掛金の拠出	・確定年金にする ・適切な最低年金額の設定 ・適切な保証とオプションのコストの評価に基づく再評価率及び指標利率の適切な上限の設定
5. 退職給付会計(日本基準)上の扱い	DC(当期の掛金拠出額をPLに費用計上)	DB(連結財務諸表の場合、BSに退職給付に係る負債 ¹²⁾ 及びPLに退職給付費用を計上 ¹³⁾)
6. 実施可能な主体	企業年金基金のみ	企業年金基金及び規約型DBを実施する事業主

(注) IASBにおいて検討中の「上限付き」最終費用調整モデルが日本基準に取り入れられることを前提としている。

¹²⁾ 2つの保証のため基本的には負債計上となる方向であるが、再評価率等への上限の設定等を行えば、当該上限等の設定を行わない場合と比べて資産計上となる可能性も高くなる。

¹³⁾ 確定年金の場合、退職給付会計において「上限付き」最終費用調整モデルを適用するために、積立金の期待収益率を割引率に制限すると、退職給付に係る負債は「財政運営上の当期末不足額」となり、退職給付費用は「当期の標準掛け金拠出額の当期末現価+財政運営上の当期末不足額×割引率+財政運営上の当期末不足額に係る当期費用処理分」となるが、運用実績連動型CBは、財政運営上、過不足が発生しにくい仕組みであることから、退職給付に係る負債がゼロに近くなること及び退職給付費用が当期の標準掛け金拠出額に近くなることの蓋然性は高く、負債の計上を要さず、確定した掛け金拠出額を費用計上するDCの企業会計と似たものになることが期待される。

ならば、運用実績連動型CBは、リスク共有制度の選択肢の一つになりえると考えられる。リスク分担型企業年金の実施のためには、法令等の手当を必要としたが、運用実績連動型CBは、現行法令等の下で実施可能である。

通常のDCは、加入者等が自己責任の下で資産運用を行い、その結果に応じた給付を受けるものであり、企業の負担はDCの本来掛金のみである。他方、運用実績連動型CBは、制度が機関投資家として資産運用を行うことは加入者等にとって利点であると考えられるが、その結果責任について制限のない給付額の調整というかたちですべて加入者等に負わすことは、加入者等の代表が制度の意思決定に参画する場合であったとしても困難だと考えられ、現行法令の下では、リスク分担型企業年金と同様に、企業もリスクを分担するものとなっている。

リスク共有制度の導入に当たっては、企業及び加入者等のそれぞれが、分担するリスクの内容、リスク量及びリスクの抑制方法について深く理解し、労使でよく協議することが肝要であろう。

IASBによるIAS19号における「上限付き」最終費用調整モデルの基準化については、実現するだろうと考えている。なぜなら、VII. 3の記述のとおり、「上限付き」最終費用調整モデルは、将来キャッシュフローを調整するアプローチであるため、割引率に関する規定に変更がなく、IAS19号全体に与える影響は限定的であり、積立金の期待收益率を割引率の水準に制限する手法についても、退職給付費用の算定に係る「純利息アプローチ」としてIAS19号の中で既に基準化されているからである。ただし、今後、IASBにおいて、保証とオプションのコストに関する検討がなされるところから、「上限付き」最終費用調整モデルの適用に当たって、「積立金の運用収益に依存する」の「依存」の度合について何らかの条件が示される、または保証とオプションのコストの退職給付債務への反映が要求されることも考えられるが、後者はIAS19号全体に影響が及ぶため採用されないと想われる。

IASBは、2020年の下半期に「上限付き」最終費

用調整モデルの基準化が必要であるとの証拠の有無に関する評価を行う予定であり、その後、基準化の是非を決定する。その動向に注目とともに、運用実績連動型CBが、リスク共有制度の選択肢の一つとなり、広く認識されることを期待している。

(令和2年5月投稿受理)

(令和2年8月採用決定)

謝辞

匿名のレフェリーから本稿に対する貴重なコメントをいただきました。また、企業年金連合会のみなさまには、筆者が企業年金連合会に所属していた期間にわたり企業年金に関するさまざまな事柄について御教授をいただきました。ここに深く感謝の意を表します。

参考文献

- 企業年金連合会 (2013) 『給付設計 第6版』、企業年金連合会、pp.95-129。
- (2014) 『退職給付会計 第4版』、企業年金連合会。
- (2016) 『年金財政Q&A第5版』、企業年金連合会、pp.107-182。
- (2020a) 『企業年金に関する基礎資料令和元年度版』、企業年金連合会、pp.32-46。
- (2020b) 『企業年金実態調査結果と解説 (2018年度)』、企業年金連合会、pp.125-128。
- 年金総合研究所 (2014) 『退職給付会計プロジェクトチーム 第1フェーズ「年金負債の認識および測定」報告書』、年金総合研究所、p.6 https://www.issopm.or.jp/thesis/summary/2013taisyoku_summary.pdf(2020年7月5日最終確認)。
- 渡邊貴士 (2017) 「IAS第19号「従業員給付」におけるハイブリッド制度に関する検討」、『経営学紀要』、24卷、1/2号、亜細亜大学短期大学部学術研究所、pp.165-183。
- IASB (2016a) IASB® Work Plan 2017-2021 Feedback Statement on the 2015 Agenda Consultation, <https://cdn.ifrs.org/-/media/project/2015-agenda-consultation/educational-materials/ 2016-feedback-statement. pdf> (2020年3月19日最終確認)。
- (2016b) Agenda Paper 15 May 2016, <https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2016/may/iasb/post-employment-benefits/ ap15-post-employment-benefits-comments-received-agenda-consultation. pdf> (2020年3

月19日最終確認)。

_____ (2018a) ASAIF Agenda ref 7 December 2018, <https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FMeeting%20Documents%2F1709060818153206%2F12-02%20ASAIF%2007%20Pension%20Benefits%20-%20for%20background%20-%20TEG-CFSS%2018-11-28.pdf> (2020年3月19日最終確認)。

_____ (2018b) IAS19 “Employee Benefits”(revised in 2018), pp.28-37, <http://eifrs.ifrs.org/eifrs/bnstandards/en/IAS19.pdf> (2020年3月19日最終確認)。

_____ (2020) Agenda ref 6 January 2020, <https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/meetings/2020/january/iab/ap6---pension-benefits.pdf> (2020年3月19日最終確認)。

EFRAG (2008) The Financial Reporting of Pensions <http://old.efrag.org/files/ProjectDocuments/PAAinE%20-%20Pensions/> PAAinE%20-%20Pensions%20paper%20-%20Final.pdf (2020年7月5日最終確認)。

(きくち・きよたか)

IASB's Discussion on "Pension Benefits that Depend on Asset Returns" and New Risk-Sharing Pension Plan

KIKUCHI Kiyotaka*

Abstract

In April 2002, CB (cash balance) plan was introduced in Japan as a form of DB (defined benefit) plan. By using the asset returns as the interest crediting rate and the expected interest rate of a CB plan, it is possible to create a system in which there is little excess or deficiency in financial management. In this paper, this plan is called "CB plan linked to Asset Returns."

On the other hand, regarding CB plan linked to Asset Returns, there is a problem common to Japanese Accounting Standards and IAS19 that debt is required to be recorded due to the difference between the expected rate of return and the discount rate. Currently, the IASB is considering ways to resolve the problem, and will be evaluated in the second half of 2020 for evidence that IAS 19 needs to be revised.

If IAS 19 is amended and Japanese Accounting Standards is amended accordingly, CB plan linked to Asset Returns would be useful as a new risk-sharing pension plan based on DC (defined contribution) plan benefits. The characteristic of CB plan linked to Asset Returns is that there is a lower limit on the adjusted benefits of participants, etc. and that it is treated as a DB plan in retirement benefit accounting. These are different from those of Shared Risk Scheme of Japan.

Keywords : Retirement Benefit Accounting, Risk-Sharing Pension Plan, IASB, IAS19 "Employee Benefits"

* Director, Institutional and Technical Affairs, Radiation Monitoring Department, Nuclear Regulation Authority (Former Deputy Director, Actuarial Division, Pension Fund Association)